

令和3年 第5回

四日市市教育委員会会議案

関係資料

日時 令和3年4月7日 午前9時30分～

場所 四日市市役所 9階 教育委員会室

令和3年 第5回 教育委員会会議 議事

○議案

議案第12号 専決処分の報告及び承認について（令和3年4月1日付け市職員の人事異動について）

議案第13号 専決処分の報告及び承認について（四日市市地区市民センター条例施行規則の一部改正について）

○報告

学童保育所による学校施設の利活用について

四日市市教育大綱及び配布資料について

四日市市指定有形文化財（彫刻）の指定解除について

四日市市指定有形文化財（彫刻）の指定解除について

令和2年度市内市立小中学校における新型コロナウイルス感染症の発生状況及び対応について

議案第12号

専決処分の報告及び承認について

(令和3年4月1日付け市職員の人事異動について)

四日市市教育委員会事務委任規則(昭和39年四日市市教委規則第11号)第3条第1項の規定に基づき、令和3年4月1日付け市職員の人事異動について、次のとおり、教育長が専決により処分したので、同条第2項により報告し、承認を求める。

令和3年4月7日提出

四日市市教育長 葛西文雄

専決処分の内容

別紙のとおり

【幼稚園】

	役職	旧	新	
			氏名	旧所属・役職
1	四日市幼稚園長	副参事 廣瀬裕美	副参事 水谷小百合	保育幼稚園課 副参事、課長補佐
2	富田幼稚園長	副参事 岩井美順	(留任)	
3	海蔵幼稚園長	山内祥代	(留任)	
4	泊山幼稚園長	副参事 水谷有子	(留任)	
5	内部幼稚園長	川森佳代	(留任)	
6	川島幼稚園長	佐藤敦子	(留任)	
7	神前幼稚園長	副参事 佐久間節子		
8	三重幼稚園長	佐藤敦子	森純子	三重西幼稚園長
9	下野幼稚園長	山本直子	岡村優子	楠北幼稚園長
10	羽津幼稚園長	林由喜	佐藤敦子	三重幼稚園長
11	富洲原幼稚園長	副参事 曾我千智	(留任)	
12	高花平幼稚園長	舘圭永子		
13	大矢知幼稚園長	副参事 吉崎美穂	(留任)	
14	八郷中央幼稚園長	新田友香	(留任)	
15	桜幼稚園長	副参事 岩田知子	(留任)	
16	常磐中央幼稚園長	副参事 刑部純子	副参事 佐久間節子	神前幼稚園長
17	笹川中央幼稚園長	藤原良美	(留任)	
18	三重西幼稚園長	森純子	舘圭永子	高花平幼稚園長
19	楠北幼稚園長	岡村優子		

【幼稚園】

	役 職	旧	新	
			氏名	旧所属・役職
1	四日市幼稚園長	副参事 廣瀬裕美	副参事 水谷小百合	保育幼稚園課 副参事、課長補佐
2	富田幼稚園長	副参事 岩井美順	(留任)	
3	海蔵幼稚園長	山内祥代	(留任)	
4	泊山幼稚園長	副参事 水谷有子	(留任)	
5	内部幼稚園長	川森佳代	(留任)	
6	川島幼稚園長	佐藤敦子	(留任)	
7	神前幼稚園長	副参事 佐久間節子		
8	三重幼稚園長	佐藤敦子	森純子	三重西幼稚園長
9	下野幼稚園長	山本直子	岡村優子	楠北幼稚園長
10	羽津幼稚園長	林由喜	佐藤敦子	三重幼稚園長
11	富洲原幼稚園長	副参事 曾我千智	(留任)	
12	高花平幼稚園長	館圭永子		
13	大矢知幼稚園長	副参事 吉崎美穂	(留任)	
14	八郷中央幼稚園長	新田友香	(留任)	
15	桜幼稚園長	副参事 岩田知子	(留任)	
16	常磐中央幼稚園長	副参事 刑部純子	副参事 佐久間節子	神前幼稚園長
17	笹川中央幼稚園長	藤原良美	(留任)	
18	三重西幼稚園長	森純子	館圭永子	高花平幼稚園長
19	楠北幼稚園長	岡村優子		

議案第13号

専決処分の報告及び承認について

四日市市教育委員会事務委任規則（昭和39年四日市市教委規則第11号）

第3条第1項の規定に基づき、四日市市地区市民センター条例施行規則の一部改正について、次のとおり、教育長が専決により処分したので、同条第2項により報告し、承認を求める。

令和3年4月7日提出

四日市市教育長 葛西文雄

専決処分の内容

別紙のとおり

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部改正について

<教育委員会教育総務課>

○行政手続の簡素化及び市民の利便性の向上のため、使用変更（取消）又は使用料還付の申請書である第3号様式への押印については、署名をした場合には不要とするよう関係規定を整備

○施行規則 令和3年4月1日

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

四日市市長

森 智広

四日市市教育長

高西 文雄

四日市市規則・四日市市教委規則第 1 号

四日市市地区市民センター条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市地区市民センター条例施行規則（昭和57年四日市市規則・四日市市教委規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3号様式を次のように改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際、現に改正前の四日市市地区市民センター条例施行規則に基づいて作成されている使用申請書等で残量のあるものについては、当分の間これを修正して使用することができる。

学童保育所による学校施設の利活用について

こども未来部・教育委員会

本報告は、四日市市総合計画における「放課後等における子どもの居場所づくり」の取組として、学童保育所による学校施設の利活用における、こども未来部と教育委員会による協議の経過及び具体的な取組について、とりまとめたものである。

1 経過

学童保育所による学校施設の利活用にあたっては、以下のように検討等を行い、活用方針及びガイドラインを策定するとともに、学童保育所の学校施設及び敷地の利用ニーズに伴い、取組を進めてきた。

令和元年度

- | | | | |
|------|-------|-----------------------|---------------------------|
| 令和元年 | 5月28日 | 第1回総合教育会議 | 学童保育所利用者数及び学校施設利活用の状況 |
| | 8月21日 | 第2回総合教育会議 | 学童保育所による学校施設利活用に向けての方向性 |
| | 10月～ | ワーキング部会 ¹ | 余裕教室活用方針策定、ガイドライン内容の検討 |
| | 10月 | 教育課題検討会議 ² | |
| 令和2年 | 1月21日 | 第3回総合教育会議 | |
| | 1月29日 | 教育懇談会 | 学校施設を利用した学童保育所の視察（桜学童保育所） |

令和2年度

- | | | | |
|------|-------|-----------|--------------------|
| 令和2年 | 5月11日 | 第1回総合教育会議 | 学童保育所の学校施設利活用の状況報告 |
| | 7月28日 | 所管事務調査 | 学童保育と小学校の役割と連携について |
| | 11月 | ワーキング部会 | ガイドライン内容の検討 |
- (随時) 活用方針に基づく学童保育所の学校施設利活用の調整（別紙資料参照）

2 今後について

- ・学童保育所のニーズに伴う学校施設及び敷地の利活用についての検討
- ・35人学級実施に伴う活用方針及びガイドラインの改訂

¹ 教育委員会事務局関係各課（学校教育課、教育施設課、指導課、教育支援課、人権・同和教育課、教育総務課）及びこども未来部こども未来課の課長補佐級職員により構成。方針及びガイドラインの検討や利活用の状況についての報告等を行う。

² 小・中学校長会の代表（小学校長4名、中学校長4名）によって構成。教育における諸課題について、校長会代表と教育委員会事務局にて協議等を行う。

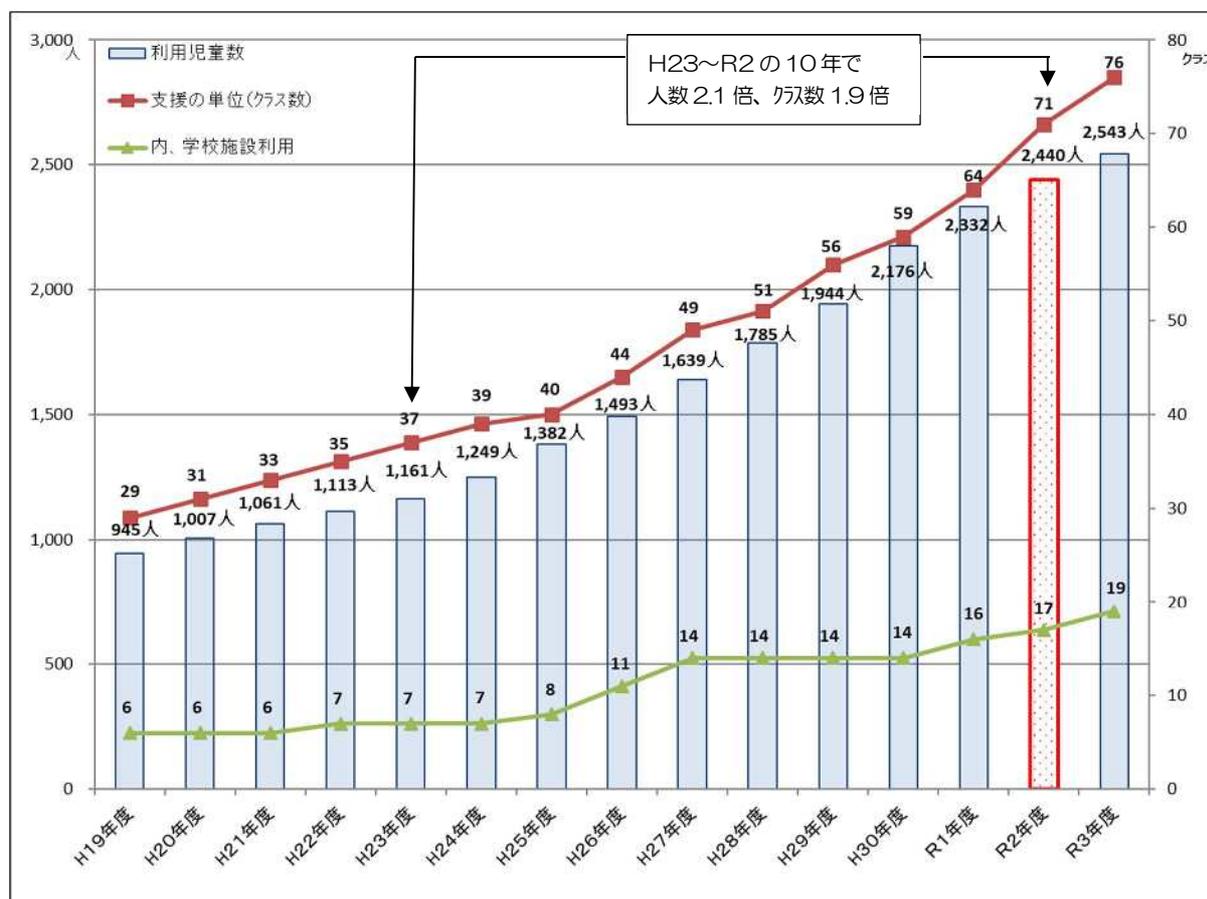
学童保育所による学校施設の利活用にかかる取組について

こども未来部こども未来課

1. 学童保育所の設置状況と今後の見込み

- ・全37小学校区に開設
- ・令和2年度の実績見込み
 - 利用児童数 2,440人
 - 支援の単位 71クラス
- ・開設場所の内訳
 - 学校施設 17 (教室5、教室以外1、専用施設11)
 - こども未来部施設 10
 - 集会所・公会所 4
 - 民有地 40 (専用施設25、貸借15)
- ・令和3年度も利用児童数・支援の単位(クラス)数ともに増加する見込み

[利用児童数と支援の単位(クラス数の推移)]



2. 学校施設利活用の考え方

(1) 国の考え方「新・放課後子ども総合プラン」(2018年9月14日公表)

〈文部科学省・厚生労働省〉

(国全体の目標)

- ・新たに放課後児童クラブ(学童保育所)等を整備する場合、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブ(学童保育所)の約80%を小学校内で実施することを目指す。

(市町村における実施)

- ・学校施設の活用にあたっての責任体制の明確化
- ・児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用
 - i) 余裕教室の活用促進
 - ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

(2) 四日市市総合計画への位置付け(2020~2029)

- ・学童保育事業は、重点的横断戦略プランの「子育て&仕事」両立応援プロジェクトに掲示

(施策の方向性)

学校の校舎や敷地の積極的な利活用を図るとともに、受け入れ枠を拡大する。

(3) 四日市市総合教育会議における議論(2019~2020)

- ・教育委員会が学校教育に支障のない範囲で、地域の実情に応じて学校施設を積極的に活用できるよう基本的な考え方や必要な基準をまとめた「四日市市立小中学校における余裕教室等活用方針」(以下、「活用方針」という。)を策定

3. 学童保育所による学校施設活用状況

総合教育会議の議論を経た、活用方針・ガイドラインを策定するなど、教育委員会とこども未来部でこれまで以上に連携を密にし、学童保育所による学校施設の積極的な利活用に取り組んでいる。

令和2年度末に、学校施設を活用する学童保育所は17箇所となり、令和元年度当初と比較して、3箇所増加した。

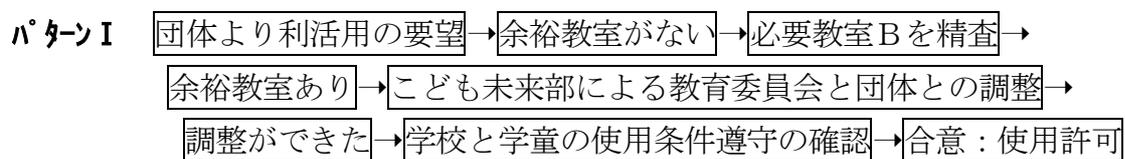
【平成31年 4月】					【令和3年 3月】				
	名 称	設 置 形 態				名 称	設 置 形 態		
		教 室	教室以外の 学校施設	学校敷地内 専用施設			教 室	教室以外の 学校施設	学校敷地内 専用施設
1	桜地区学童保育所	○			1	桜地区学童保育所	○		
2	塩浜学童保育所	○			2	塩浜学童保育所	○		
3	八郷学童保育所	○			3	八郷学童保育所	○		
4	神前学童保育所	○			4	神前学童保育所	○		
5	富洲原学童保育所			○	5	保々学童保育所	○		
6	大谷台第1学童保育所			○	6	富洲原学童保育所			○
7	大谷台第2学童保育所		○ 陶芸室		7	富洲原第2学童保育所		○ 講堂	
8	海蔵第1学童保育所			○	8	大谷台第1学童保育所			○
9	海蔵第2学童保育所 クラス1			○	9	大谷台第2学童保育所		○ 陶芸室	⇒ ○
10	海蔵第2学童保育所 クラス2			○	10	海蔵第1学童保育所 クラス1			⇒ ○
11	常磐西学童保育所			○	11	海蔵第1学童保育所 クラス2			⇒ ○
12	内部東第1学童保育所			○	12	海蔵第2学童保育所 クラス1			○
13	内部東第2学童保育所			○	13	海蔵第2学童保育所 クラス2			○
14	三重北学童保育所			○	14	常磐西学童保育所			○
	計	4箇所	1箇所	9箇所	15	内部東第1学童保育所			○
					16	内部東第2学童保育所			○
					17	三重北学童保育所			○
						計	5箇所	1箇所	11箇所

4. 学校施設利活用の取組

(1) 令和元年度の取組

- ・保々学童：余裕教室への移転
- ・富洲原学童：教室以外の学校施設で第2学童保育所を開設
- ・大谷台学童：第1学童として使用中の施設を増築し拡大

令和元年度に取組んだ事例の一部を、活用方針のフローチャートに分類すると、次のとおりである。



■学校名：保々小学校

利活用状況：教室を活用し、学童保育所を移転

- ・別棟1階の余裕教室を活用し、学校活動と分離した動線を確保できた。
- ・学校と学童でお互いの専用エリアや共用エリアを定め、鍵の管理など運用について遵守事項を協定書等にまとめた後、行政財産目的外使用許可を受けた。

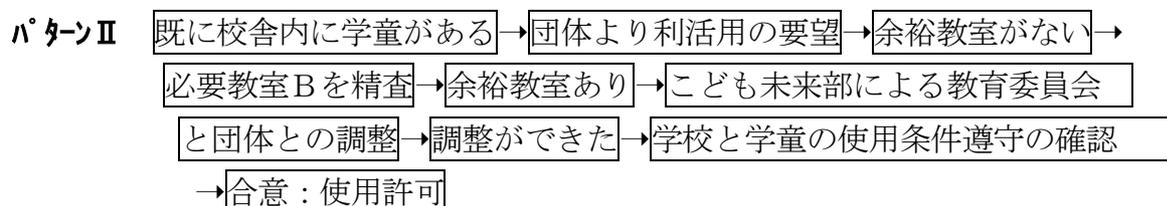
<保々学童>



(2) 令和2年度の取組

- ・ 神前学童 : 使用している教室の隣室の一部を追加使用
- ・ 八郷学童 : 使用している教室に加え、追加で別棟の教室を使用する第2学童開設に向けて協議したが、利用児童が増えず第2学童開設を見送り
- ・ 大谷台学童 : 第2学童として使用中の旧陶芸室を取壊し、専用施設を建築
- ・ 海蔵学童 : 第1学童として使用中の施設を取壊し、専用施設を建築
- ・ 内部東学童 : 第1学童として使用中の施設を増築し拡大

令和2年度に取組んだ事例の一部を、活用方針のフローチャートに分類すると、次のとおりである。



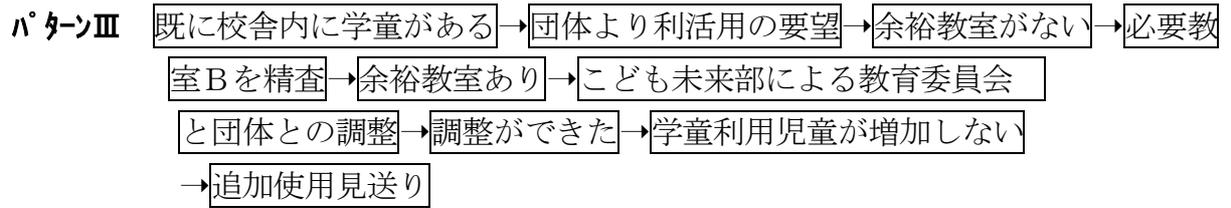
■学校名：神前小学校

利活用状況：使用している教室の隣を追加で活用

- ・ 以前から別棟2階の余裕教室を学童保育所として使用。今回、児童の静養スペースとして隣の学習室の半分を追加使用するため、教材置き場等を調整してもらい使用許可を受けた。

<神前学童>





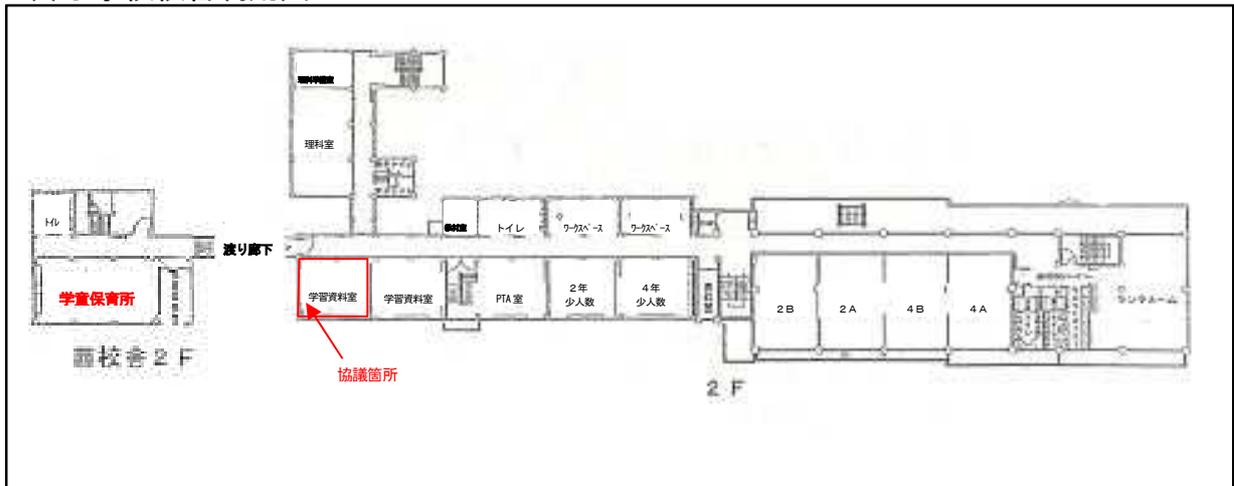
■学校名：八郷小学校

利活用状況：使用中の教室と近い別棟の教室を追加で使用することで調整済

→しかし、学童利用児童が増加せず追加使用を見送り

- ・第2学童開設に向けて、学習資料室に供されている教室の教材をPTA室へ移すことなど、利用団体と協議のうえ、配置換えをしていただく調整を行った。
- ・しかし、令和3年度の学童保育所の利用申込み者数が伸びなかったため、第2学童開設を見送った。

八郷小学校校舎利用図



パターンⅣ 既に学校敷地に学童がある → 学校敷地に学童の設置を希望 →
学校敷地の活用を検討 → 利用可能な敷地がある → 合意：使用許可

■学校名：大谷台小学校

利活用状況：学校敷地の施設を建替え学童の提供枠を拡大

- ・第2学童として使用している旧陶芸室を取壊し、新たに専用施設を建築し学童保育の提供枠を拡大した。
- ・学校の工事との工程調整や工事中の学童開所に伴う余裕教室の使用について協議し、追加使用の許可を受けた。

<大谷台学童>



	定員	延床面積 (㎡)	児童の専用 区画面積 (㎡)
工事前	40人	91.80	68.25

	定員	延床面積 (㎡)	児童の専用 区画面積 (㎡)
工事後	70人	153.64	119.48

■学校名：海蔵小学校

利活用状況：学校敷地の施設を建替え学童の提供枠を拡大

- ・第1学童として使用している施設を取壊し、新たに専用施設を建築し学童保育の提供枠を拡大した。
- ・学校の工事との工程調整や工事中の学童開所に伴う余裕教室の使用について協議し、追加使用の許可を受けた。

<海蔵学童>



1階建て	定員	延床面積 (㎡)	児童の専用 区画面積 (㎡)
工事前	40人	84.00	66.00

2階建て	定員	延床面積 (㎡)	児童の専用 区画面積 (㎡)
工事後	80人	171.29	142.10

■学校名：内部東小学校

利活用状況：学校敷地の施設を増築して学童の提供枠を拡大

- ・第1学童として使用している施設を増築し、学童保育の提供枠を拡大する。
- ・工事工程等について協議し、追加使用の許可を受けた。

<内部東学童>



	定員	延床面積 (㎡)	児童の専用 区画面積 (㎡)
工事前	32人	77.10	53.80

	定員	延床面積 (㎡)	児童の専用 区画面積 (㎡)
工事後	47人	104.75	77.66

(3) 令和3年度の取組予定

次のとおり、学校施設の利活用について、教育委員会とこども未来部で協議を進めています。

- ・ 余裕教室等の利活用 2校 (桜小・八郷西小)
- ・ 敷地内専用施設を増築 1校 (三重北小)

四日市市

市立小中学校における余裕教室等活用方針

令和2年5月

四日市市教育委員会

目 次

- 1 方針策定の趣旨
- 2 本市における余裕教室の定義
- 3 必要教室数の基準に関する考え方
- 4 学校敷地の有効活用
- 5 余裕教室利活用の基本的な考え方
- 6 余裕教室及び学校敷地利活用に係るフローチャート

- (参考資料) 1 「余裕教室」及び「一時余裕教室」の定義について
2 H30.9「新・放課後子ども総合プラン」策定（文部科学省、厚生労働省）

1 方針策定の趣旨

国全体において、児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用が促進されています。また、「社会に開かれた教育課程」の理念に基づき、地域と学校の連携、協働のもと、地域全体で子どもたちの成長を支えるとともに、子どもたちと地域を創生する活動も進めています。

学校施設は、教育財産として学校教育のために使用することが基本です。本市の児童生徒に対する教育機会の確保や教育水準の維持向上のためには、学校教育を進めるうえで必要な教室を確保する必要があります。

一方で、学校施設は、地域住民にとっては身近な公共施設でもあり、学校教育に支障がない範囲内で、地域の実情に応じて積極的に活用されることが望ましいと考えます。

そこで、学校教育を進めるうえで、必要な教室を確保するしくみを整えるとともに、その結果、余裕教室として把握された教室等を広く活用することができるよう、基本的な考え方や必要な基準を、基本方針としてここに示すものです。

2 本市における余裕教室の定義

市立小中学校における余裕教室等活用方針（以下「活用方針」と表記）は、四日市市立小中学校の教室を対象とします。

必要教室				余裕教室
(1)普通教室 通常学級 特別支援学級	(2)特別教室 理科室、音楽室 家庭科室など	(3)管理諸室 教材室、資料室など	(4)学校教育施策に係る教室等 少人数指導教室、会議室、多目的教室 適応指導教室など	

文部科学省では、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室を余裕教室と定義しています。（P11 参考資料1参照）

本市においては、国の定める定義に基づき、既存の学校施設内にある教室等の中で、学校教育活動を行ううえで必要な教室を必要教室として算出します。さらに、施設全体の保有教室から必要教室を除いた教室を余裕教室とします。

3 必要教室の基準に関する考え方

◎基準となる教室の広さ…各項目の活動を行ううえで、必要となる最小限の教室の広さ。
1 教室は、普通教室1室分の広さとする。（ ）内は市内小・中学校の規模による教室数の範囲を表す。

(1) 普通教室

①通常学級 基準となる教室の広さ 1教室（6教室～26教室）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律において、小中学校ともに原則として1学級の児童生徒数は、40人を上限としています。三重県においては、みえ少人数教育推進事業の実施に伴い、児童生徒の基本的な生活習慣の確立や基礎・基本の学力の向上をめざし、小学校1年生で30人を基準、小学校2年生で35人を基準、中学校1年生で35人を基準とした学級編制（いずれも下限25人）をそれぞれ実施しています。また、本市においては、少人数指導による子どもの実態把握、基礎学力の定着、学習規律の確立等をめざし、小学校1年生、中学校1年生において30人以下学級編制（下限なし）を実施しています。

通常学級として使用する教室は、1学級1教室とし、みえ少人数やよっかいち少人数によって対応した学級を含めた実学級の数とします。年度ごとの普通教室数は、各学校の学級編制数によって変容していきます。

②特別支援学級、サポートルーム（校内通級） 基準となる教室の広さ 原則1教室（1教室～5教室）

特別支援学級として使用する教室は、原則、1学級あたり1教室を配置するものとします。しかし、在籍児童生徒数によっては、1教室を0.5教室にするなど、各学校において教室の活用を工夫しています。

また、サポートルームについては、小学校の通常学級において、発達障害をはじめとする個に応じた指導や支援が必要な児童に対して、週2時間の取り出し授業を実施し、学習や生活上の課題の改善・克服をめざしています。サポートルームについては、情緒等通級指導教室が設置されていないすべての小学校への設置を目指し、令和2年度以降、順次、小学校に設置していきます。このうちのいくつかは、将来、情緒等通級指導教室に置き換えていくとともに、サポートルームの指導時間数も拡大していく計画であることから、専用の教室を確保することが必要です。

(2) 特別教室 基準となる教室の広さ 1～2教室（各教科につき1教室～2教室）

理科や家庭科、図画工作科（小）、技術科（中）、美術科（中）、音楽科は、単元によっては、実験や実習、創作活動、合唱や合奏などの活動を通して学習することが指導要領に示されています。特別教室は、これらの教科それぞれの学習内容に応じた設備や備品等を備えた教室のことで、理科室、家庭科室、図画工作室、技術室、美術室、音楽室を総称したものです。

特別教室は、それぞれの学習内容に応じた活動を行う際に児童生徒にとって危険が生じないように、あるいは、十分に表現活動を行うことができるように、耐火性、耐熱性、音響効果、遮音性等の整備を行ったり、薬品や楽器などを保管したりすることができるようにしています。

したがって、特別教室は、原則として、他の用途で活用することはできません。ただし、災害の際には、避難所として活用する場合があります。

(3) 管理諸室

①校長室、職員室 基準となる教室の広さ 0.5教室～2教室（0.5教室～2教室）

校長室は、学校長の学校運営に係る事務作業や管理職を含めた学校運営に係る会議、来客対応等を行うことを目的として活用しています。また、資料室には保管しないような各種資料等を保管することを目的として活用しています。学校には、これらのことが可能となるよう、すでに施設の整備や家具等の設置を行っており、他の用途として活用することはできません。

職員室は、教職員の授業準備や事務処理、打ち合わせ等を行うことを目的として活用しています。そのために、すでに書棚、掲示板、教職員用個人ロッカー等を設置するとともに、作業を行うための机や椅子等の配置を行っているため、他の用途として活用することはできません。

②保健室 基準となる教室の広さ 1教室（1教室）

保健室は、児童生徒がけがや病気によって手当を受けたり一時的に休養を取ったりすることを目的として活用しています。また、児童生徒に対し、カウンセリングを行うなど、教育相談を行う場所としても活用しています。毎年度ごと、あるいは定期的に実施される児童生徒の健康診断等においても活用しています。そのために、洗面台の設置や応急処置用品等を保管する棚の設置、健康診断に必要な器具の保管、ベッドの設置等、目的に応じて整備されています。したがって、他の用途として活用

することはできません。

③教材室、印刷室、資料室 基準となる教室の広さ 0.25教室(0.25教室～2教室)

教材室は、算数・数学科、国語科、社会科など、特別教室を使用しない教科等において活用する教材を保管します。印刷室は、印刷機をはじめ、印刷用紙や画用紙など、教材として必要な消耗品、大判プリンターなどを設置しています。資料室は、教材室と同様に活用するほかに、教職員の研修のための資料や教育関連書籍を配架し、教材研究等で活用しています。

教材室、印刷室については、各教科に必要なものや印刷に必要なものを保管していることから、現在、活用しているところを継続して使用していきます。資料室については、現在、置いてあるものなどを整理し、スペースとして活用できるかどうかを検討します。

(4) 学校教育施策に係る教室等

①少人数指導教室 基準となる教室の広さ 0.5教室(0教室～9教室)

本市では、少人数編成による指導体制の充実を図っています。多くの学校では、主に小学校算数科、中学校数学科の授業で実施されており、その他、国語科や英語科などの教科においても実施されています。

少人数指導教室は、子どもたちの学習が効果的に行われるよう、学習形態を工夫する中で、集団の人数によって、0.5教室を最小単位とし、必要数を算定します。ただし、活動内容によって少人数であっても、1教室を必要とする場合があることから、各学校において柔軟に対応していきます。

少人数指導教室数は、大規模校では1学年に1教室、中規模校では2学年に1教室、小規模校では3学年に1教室を基準とし、各校の教育課程の編成に応じて必要となる教室数を決定します。

※大規模校19学級以上 中規模校13学級から18学級 小規模校12学級以下とします。これは、学校教育法施行規則 第41条「小学校の学級数は、12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない。」(この基準は中学校にも準用されます)を基にした基準です。

②PTA室、コミュニティ室 基準となる教室の広さ 0.5教室(0.5教室～1教室)

各校PTA活動については、会議室等を活用し、話し合い等が行われています。各専門部等の資料や備品等を保管するために、学校によってはPTA室を設置したり、他の教室と共有しながら活用したりしています。

本市においては平成22年度から「四日市版コミュニティスクール」を指定し、地域とともにある学校づくりを推進しています。現在、運営に係る会議等については、学校施設内にある会議室や多目的室、校長室等を共用しています。

PTA活動の一環として行われている定期的な会議については、一定の広さの教室等が必要となりますが、常時、スペースが必要とは限りません。したがって、PTA室、コミュニティ室については、0.5教室とし、他の用途と共用して設置するなど、各校において工夫をしていきます。

③多目的教室 基準となる教室の広さ 1～2教室(0教室～2教室)

多目的教室は、学年単位での活動や広い場所を活用した作業が伴う活動など、授業等のねらいや時期に応じて活用しています。(例えば、特別活動において、テーマを設定した学年集会や修学旅行、自然教室保護者説明会、総合的な学習の時間における発表会などです。)

各校によって、児童生徒数に差があることから、基準数を1～2教室とし、算定します。

なお、常時、活用する教室ではないため、PTA室やコミュニティ室などと共用するなど、各校において工夫した活用を検討していきます。

④その他の教室

その他、学校において特色のある活動に活用するための教室として、次のような用途があります。

ア 外国人指導のための教室（関係校のみ） 基準となる教室の広さ 0.5教室

本市においては、外国人児童生徒の学校生活への円滑な適応を図ることを目的とした取り組みを行っています。今後は、外国人児童生徒の増加が見込まれており、外国人児童生徒在籍校にて日本語指導の充実を図っていく必要があります。

現在、各校の教室活用の実態に応じて、多目的教室や視聴覚室、その他空いている教室を0.25教室から1教室設置し、共用スペースとして活用しています。

今後、学校によっては必要となる教室であることから、0.5教室を基準とし、他の教室との共用も含めて、活用の工夫を図っていきます。

イ 児童会室、生徒会室 基準となる教室の広さ 0.25教室

各校において、特別活動の一環として委員会活動を行っています。中でも児童会室、生徒会室については、定例の委員会活動日だけでなく、所属している児童生徒が自主的に集まり、活動することもあります。

小学校の児童会室については、児童会担当の教員の学級において活動することが多いため、特別に教室を設定せずに、通常学級の教室を共用するようにすることもあります。中学校の生徒会室については、週に1回程度、自主的に集まって活動することが多いこと、また、生徒会所有の資料などがあることから、0.25教室を基準とし、活用を図っていきます。

ウ ランチルーム（小学校 現在設置校のみ） 基準となる教室の広さ 1～2教室

ランチルームは、同学年や異学年の児童と給食を食べたり、教員と児童での会食を行ったりすることを目的として活用しています。会食等の時間以外の活用としては、学年集会、児童会役員選挙、保護者説明会、PTAの会議等があります。

ランチルーム本来の目的としての使用やその他の時間における使用を考慮し、学校規模に応じて1～2教室を基準として活用していきます。

エ 郷土資料室（小学校のみ） 基準となる教室の広さ 1～2教室

小学校3年生では「人びとのくらしのうつりかわり」について、社会科において学習をしています。学習をする際には、昔の人びとが生活で活用していた物などを通して、くらしがどのように変わってきたのかについて、実際に残っている資料を活用することがあります。資料を調べることについては、学校にある郷土資料室や博物館の見学などを通して、学習を進めています。

郷土資料室については、すべての学校に設置するものではありませんが、現在の地域にある昔の生活に使った道具や仕事の道具を展示している学校もあることから、1～2教室を基準とします。

○算出基準数適用にあたっての考え方

前述した「必要教室数の基準に関する考え方」を基に、学校規模や現在の教室利用を考慮し、以下の数式を用いて余裕教室を算出します。算出するにあたっては、必要教室の精査や教室の共用等の可能性についても検討を進めていきます。

$$\text{保有教室} - (\text{必要教室 A} + \text{必要教室 B}) = \text{余裕教室}$$

必要教室 A…すべての学校において必須の教室

普通教室（7教室～31教室）＋特別教室（4教室～7教室）

必要教室 B…学校の児童生徒数に応じて必要数が異なる教室

管理諸室（0.25教室～2教室）＋学校教育施策に係る教室等（0教室～17教室）

学校によっては、児童生徒数により保有教室数の使用がそれぞれであることから、算出結果によって、検討することが可能かどうかについて以下の基準で判断をします。

余裕教室となる教室がある場合（保有教室と必要教室の差がプラスの場合）

余裕教室の利活用について、検討可能とします。ただし、学校によって余裕教室となる教室の場所が異なるため、検討を行う前に学校への確認を必要とします。

余裕教室となる教室がない場合（保有教室と必要教室の差が0またはマイナスの場合）

余裕教室の利活用について、必要教室 B において必要教室数を精査したり、教室の共用を検討したりすることによって余裕教室が確認できた場合に限り、検討をすることを可能とします。

○余裕教室活用における留意点

余裕教室が算出された場合においても、余裕教室の場所が、以下のように教育活動上、支障が出る場合があります。

- ・普通教室に囲まれた教室が余裕教室となる場合
- ・校舎の3階や4階が余裕教室となる場合
- ・国庫補助を受けて整備を行っている教室が余裕教室となる場合
- ・活用団体利用者の動線が学校教育活動を行ううえでの支障が想定される場合
- ・その他、学校教育活動上、支障が想定される場合

このような場合においては、余裕教室の活用については、検討を進めることができないため、学校敷地の活用についての検討を進めます。

4 学校敷地の有効活用について

学校施設のうち、施設内の余裕教室の利活用だけでなく、学校敷地内を有効に活用することにより、放課後の子どもの居場所づくりや学校と地域との連携、協同の充実につながると考えられます。

学校敷地の利活用にあたっては、次のようなメリットやデメリットが想定されます。

○メリット

- ・子どもたちが敷地から外に出ないため、安全に放課後の活動を行うことができる。
- ・学校と利活用団体との管理責任を明確にすることができる。
- ・余裕教室利用と異なり、光熱費等、運営に係る費用を学校と明確に分けることができる。
- ・敷地に余裕がある場合は、増築等によって利用者増にも対応することができる。
- ・閉所の際に、倉庫等として学校が利用できる。

○デメリット

- ・運動場や中庭等の敷地が狭くなる。
- ・施設建設場所によっては、動線の確保が難しい場合がある。
- ・施設の建設費用や維持管理費用がかかる。
- ・敷地の状況によっては、利用者数が増えても増築等の対応ができない。

敷地の利活用については、学校敷地内に利用可能な敷地があるかどうか、学校教育活動上、支障がないかどうかなどの検討を行うとともに、上記メリット、デメリットを参考に、こども未来部が利用団体と教育委員会の調整を行います。

ただし、学校敷地に施設等を建設するための空きスペースがない場合や調整の結果、学校敷地が利用できないとなった場合については、検討は行いません。

5 余裕教室等利活用の基本的な考え方

(1) 活用におけるポイント

- ①児童生徒の安全・安心な放課後の居場所となること
- ②社会に開かれた学校づくりを目的とした地域と学校の連携、協同の場所となること

活用にあたっては、要望のあった団体の活動趣旨とこの2点のポイントを照らし合わせ、調整を行っていく必要があります。なお、調整にあたっては、「余裕教室等利活用のためのガイドライン（仮称）」に基づき、実際に各団体が運営を開始した際に生じる課題について、協議を行いながら進めていくものとします。

(2) 余裕教室等利活用にあたっての調整をする団体等について

<学校施設を利活用するために占有許可が必要な団体>

本市では、全ての小学校区に学童保育所が開設されており、利用児童数が多い校区においては、複数開設されています。

学童保育所施設の増設、移転等に際して、地域の学童保育所運営委員会からは学校施設を利用したいという要望も出ていることから、今後も、学校施設を利活用する学童保育所が増えることが想定されます。学童保育所が学校施設にあることで、学童保育所までの移動距離が短いなど、放課後の安全・安心な居場所となることから、こども未来部において団体と教育委員会との調整を行っていきます。

また、総合型地域スポーツクラブなど、小中学生が関わる地域の団体などについても、団体の活動趣旨を踏まえたうえで調整を行うことも検討します。

ただし、どのような団体においても、学校の教育活動に支障がある場合や児童生徒の安全が確保できない場合は、活用することができません。

<占有許可を必要としない地域と学校との連携のための団体>

○PTA活動及び四日市版コミュニティスクール

市内すべての小中学校において、各校のPTA団体が組織されています。社会教育及び家庭教育の充実にも努めるとともに、家庭、学校、地域の連携を深め、子どもたちの健全育成と福祉の増進を図り、もって社会の発展に寄与することを目的とし、各校在籍の保護者が任意で会員となり、活動を行っています。また、本市では、四日市版コミュニティスクールを核として、保護者・地域住民の学校運営の参画意識の醸成に努め、協働して教育活動に取り組む仕組みを構築することにより、地域とともにある学校づくりを推進しています。

これらの団体は、保護者・地域の方とともに学校運営に参画していることから、学校施設を優先的に活用することができるようにしていきます。

○地域子ども教室

地域住民や教員OB、大学生などの学習支援ボランティアがその知識・技能を活用し、放課後や長期休業中等に学習支援を行い、基礎学力の定着及び学習意欲の向上を目指しています。

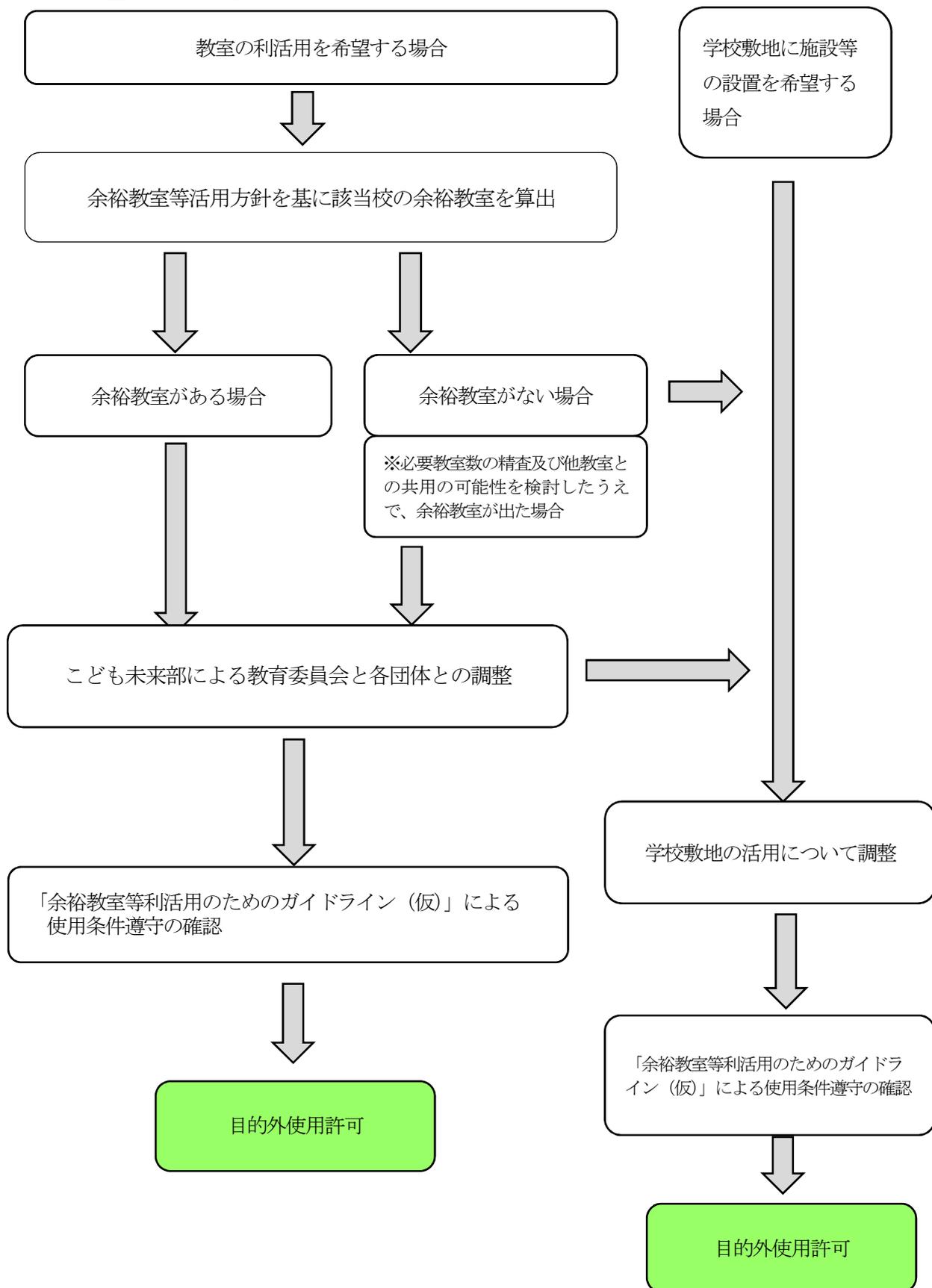
地域子ども教室は、放課後や長期休業中等に、小中学校の使用していない教室や地区市民センター、地区集会所などを活用して取り組みを進めています。活動が放課後や休業日であるため、授業等に支障がないことから、使用教室の基準数を0教室としますが、希望する学校があれば、その地域の学校の会議室やPTA室等との共用について検討していきます。

◎避難所となった場合の活動について

地域防災計画において、災害時の教育委員会の所掌事務は「教育施設による避難場所の応急共用及び避難所の管理に関すること」となっており、大規模災害が発生した場合、市立の小・中学校（原則として体育館）は「指定避難場所」として、長期にわたり避難所となる可能性があります。

したがって、災害発生時においては、避難所開設の指示に従い、学校施設を利用していた団体の活動は直ちに中止し、避難所開設を優先します。

6 余裕教室及び学校敷地利活用に向けてのフローチャート



○参考資料

(資料1)「余裕教室」及び「一時余裕教室」の定義について

「余裕教室」

現在は普通教室として使用されていない教室のうち、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることがないと考えられる教室

「一時余裕教室」

現在は普通教室として使用されていないが、当該学校の学区域に現に居住する児童等の人口を鑑みて、今後5年間以内に、普通教室として使用されることとなると考えられる教室

「平成29年度公立小中学校等における余裕教室の活用状況について」(平成29年12月15日)

大臣官房文教施設企画部施設助成課 報道発表資料

(資料2) H30. 9「新・放課後子ども総合プラン」策定(文部科学省、厚生労働省)

3 国全体の目標

- ③ 新たに放課後児童クラブ又は放課後子供教室を整備等する場合には、学校施設を徹底的に活用することとし、新たに開設する放課後児童クラブの約80%を小学校内で実施することを目指す。

7 市町村における放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施

(1) 学校施設を活用した放課後児童クラブ及び放課後子供教室の実施促進

学校は、放課後も、児童が校外に移動せずに安全に過ごせる場所であり、同じ学校に通う児童の健やかな成長のため、…(中略)…以下の内容に、留意しつつ、学校教育に支障が生じない限り、余裕教室や放課後等に一時的に使われていない特別教室等の徹底的な活用を促進するものとする。

① 学校施設の活用に当たっての責任体制の明確化

② 全ての児童の安全・安心な放課後等の居場所確保に向けた余裕教室等の活用

- i) 余裕教室の活用促進
- ii) 放課後等における学校施設の一時的な利用の促進

四日市市

余裕教室等活用におけるガイドライン

令和3年 月

四日市市教育委員会

目 次

- 1 ガイドライン作成の趣旨
- 2 使用許可にあたっての基本的な考え方
- 3 使用区分および使用範囲の決定について
- 4 余裕教室、学校敷地の使用許可にあたっての条件
- 5 必要な手続きについて
- 6 費用負担
- 7 その他留意点

1 ガイドライン作成の趣旨

このガイドラインは、「四日市市市立小中学校のための余裕教室等活用方針」策定に伴い、余裕教室や学校敷地の活用について、学校や教育委員会、関係部局における十分な検討、調整の結果、団体が利用できる可能性のある場合に、行政財産目的外使用許可（以下、「使用許可」という）の前に必要な条件を示すものです。

実際に団体が運営を開始した際に生じうる課題について、使用前に条件遵守の確認を行うことで、学校教育活動や学校施設の安全な維持に支障をきたさないとともに、団体の利用に寄与します。

2 使用許可にあたっての基本的考え方

学校施設は学校教育のために使用することが基本であり、学校教育活動に支障をきたさないことが前提となります。

そのため学校の意向を尊重しながら、今後の教育活動に支障のないことを教育委員会各課が責任をもって確認を行うとともに、団体を所管する担当部署（以下、「担当部署」という）は団体が利用する際の利用人数の規模や必要性を責任をもって把握し必要に応じて教育委員会へ報告する必要があります。

また、児童生徒をはじめ学校施設内の安全確保も重要です。団体の施設使用範囲を決める際は、学校の児童生徒・教職員等と、団体利用者との動線について、安全面からの検討・確認が必要です。

学校が行う安全対策にあわせ、団体においても事故・犯罪・火災防止のため、施設の安全管理や、利用者の把握・特定、施設内での名札等の着用、不審者対策など学校施設内の安全確保をする必要があります。学校と団体との間の非常時通報・連携体制についても確認が必要です。

さらに、学校施設においては、計画的な改築・改修・補修、緊急工事が必要です。これにより団体の利用に停電・断水などの制限が生じる可能性があります。学校運営上必要な措置であることから、団体は積極的に協力をしなければなりません。

3 使用区分および使用範囲の決定について

(1) 使用区分

- ・学校専用部分 … 主として学校の児童生徒・教職員等が使用する部分
- ・団体専用部分 … 主として団体の利用児童生徒・支援員等が使用する部分
- ・共用部分 … 学校の児童生徒・教職員等と、団体の利用児童生徒・支援員等とが共用して使用する部分（廊下、手洗い設備、便所、校庭、出入口、門、駐車スペース等）

(2) 使用範囲の決定

以下のように使用範囲を定めます。定めた範囲外に、団体利用児童等が立ち入らないよう、団体は管理運営に責任をもってあたる必要があります。

【団体専用部分】

学校教育活動に支障をきたさず、児童生徒をはじめ学校施設内の安全確保のため、団体と学校は、次の①～③について検討を行い、団体が使用する動線や範囲を決定します。その際、学校を安全に運営するための必要な措置を講じる必要がある場合、団体の負担でこれを講じます。

- ①学校教育活動や学校運営に支障とならないこと。
- ②児童生徒、学校関係者などの安全を確保できること。
- ③学校施設の建設や改修、維持管理を行う上で、支障とならないこと。

【共用部分】

廊下、便所、出入口などの屋内共用部分、門や駐車スペースなどの屋外共用部分については、学校運営に必要な施設であるため使用許可は行いませんが、使用する共用部分については、団体は学校と協議の上で決定することとし、団体は決定した部分のみを使用します。

4 余裕教室、学校敷地の使用許可にあたっての条件

(1) 法令遵守

利用団体は、ガイドラインに基づき、信義誠実をもって利用するとともに、善良なる管理者の注意をもって余裕教室、学校敷地の維持・管理に努めることが必要です。また、建物の用途は学校であり、建築基準法や消防法等、各種法令により用途に制限を受ける場合も想定されるなど、団体は各関係法令の遵守に努めなければなりません。

(2) 指定用途以外の目的での使用や営利目的での使用、並びに転貸等の禁止

団体の活動以外の目的での使用は禁止します。また学校施設は学校教育上支障のない限り公共のために利用できる施設のため、経済的な利益を目的とする活動は禁止します。また、第三者に対して使用させることも禁止します。

(3) 使用前の状況確認等

学校敷地を利用する場合、水道や電気等の配管といった既設埋設物が存在するかどうか、団体の負担で調査が必要となります。調査の結果、埋設物が存在する場合、原則は使用することができません。ただし、教育委員会と協議の上、団体の負担で既設埋設管等の移設を行い、学校教育活動に支障が生じない場合に限り、その使用を認めることがあります。

(4) 学校施設で行う工事等への協力

学校施設については、学校運営に必要なとなる計画的な改築・改修・補修を行

うほか、不具合に対応した緊急的な工事を行うことがあり、その際には使用制限や通行制限、停電、断水等が生じる可能性があります。工事期間や内容は学校運営に影響の少ないよう設定することから、団体は工事等へ積極的に協力しなければなりません。

(5) 水道・電源設備の独立

- ① 可能な限り、新たに水道、電源を確保しなければなりません。
- ② ①が不可能な場合、団体の負担により下記の通りとします。
 - ・個別メーターを設置し、配管や配線の変更を行うこと。
 - ・団体の使用によって学校の安定的な電力供給に支障をきたさないよう、必要な措置を行うこと。例えば、空調機使用により学校側の電気が使用できない状況が発生しないよう、設置前に電気設備の容量の確認、不足が予想される場合の容量増加の工事等は団体の責任で行う必要があります。

(6) 事故等の防止および責任

団体は、事故や犯罪、火災がないよう管理責任を負います。そのため、団体の開所・閉所時には戸締り・火の元の確認・消灯など異常がないか確認するとともに、利用児童や保護者、指導員等に対して、施設の安全で適正な利用の指導を行い、安全管理に努めなければなりません。

団体専用部分、共用部分にかかわらず、団体の開所時間帯及び児童等の登所・降所に要する時間において、事故等があった場合は、団体運営者及び担当部署が責任をもって対応にあたり、学校、教育委員会に連絡しなければなりません。

また、団体が学校施設の異常を認めたときは、すみやかに学校や担当部署、教育委員会に報告します。

(7) 団体専用部分の改修等

団体は改修が必要となった場合、学校教育活動に支障がなければ、学校長及び教育委員会と協議の上、教育委員会が承認する内容・範囲でこれを行います。なお、工事費用、それら設備の使用にかかる光熱水費は団体の負担です。建築基準法、消防法などの関係法令に基づく改修等が必要な場合についても事前に教育委員会に連絡をしなければなりません。

<設備整備メニュー例>

- 使用するにあたって、既設の照明設備や電源設備を個別メーターとするための配線変更（基本的に必須）
- 電気配線の設置（冷蔵庫、冷暖房設備などの用）
- 冷暖房設備の設置（屋外機も含む）
- 電話配線の設置（電話機、ファクシミリ機などの用）

(8) 使用許可終了時の原状回復

児童生徒数の増加や校舎改修等により教室不足のおそれが生じ、余裕教室の返還を受けないと学校教育に支障が生じると判断される場合は、余裕教室等活用指針に基づき余裕教室は消滅し、許可期間内であっても使用許可は終了します。また、使用期間の満了や、その他理由により許可が取り消されたときは、団体は教育委員会が定める期日までに移転先を確保するなどし、団体の負担にて原状回復し返還しなければなりません。ただし、原状回復について教育委員会が承認したときは、この限りではありません。

(9) 分筆

敷地利用にあたり、測量や分筆費用が必要な場合は、団体の負担で行う必要があります。

5 必要な手続きについて

(1) 行政財産使用許可申請書

使用を希望する団体は四日市市公有財産規則に則り、行政財産使用許可申請書を提出します。教育委員会は申請に基づき、審査を行い、条件を付して許可を行います。また、団体は、使用期間経過後も引き続き、使用を希望する場合は継続の手続きを行います。

(2) 誓約書

団体が行政財産の使用許可を得て、学校施設を使用する場合、使用申請時及び毎年度当初に教育委員会と学校長に対して使用に関する誓約書を提出します。

(3) 学校施設現状変更承認申請書

4(7)のとおり、学校施設の改修を行う前に、改修の必要性や改修内容がわかるよう、「学校施設現状変更承認申請」を行います。教育委員会は申請に基づき審査を行い、条件を付して承認します。団体は教育委員会による承認後に改修を行います。改修完了後は速やかに所定の書式にて報告を行います。

6 費用負担

(1) 行政財産使用料

団体専用部分の使用料については、四日市市公有財産規則に則り、行政財産使用許可書にて記載する額を支払うこととします。

(2) 改修費

使用を希望する団体が、使用にあたり必要となる改修等、使用中の改修、原状回復に要する費用については、団体の負担です。

(3) 光熱水費

団体のうち、やむを得ず個別で電気、水道の使用契約を締結できなかった場合、教育委員会に光熱水費を支払います。

7 その他留意点

(1) 使用許可及び現状変更の手続きにあたっては、担当部署は責任をもって協力すること。

例えば、団体が整備を行う場合、担当部署はこのガイドラインについて理解した上で、整備場所・整備内容・整備する必要性を把握、調整の上、教育委員会に情報提供しなければなりません。また、整備の進捗状況についても把握し、学校や工事業者と整備内容に差異がおきていないか、団体に対し指導・助言する必要があります。

(2) このガイドラインで、「団体の負担による」としているものは、場合に応じて、団体の担当部署の負担となることを妨げません。

(3) 新築、増築時、空調整備時等に国庫補助を受けて整備を行っている教室は使用許可の対象外です。

(4) このガイドラインに定めのない事項及びこのガイドラインに疑義が生じた場合、団体は、原則、学校・教育委員会の指示に従うものとします。

四日市市指定有形文化財の指定解除について

四日市市文化財保護条例第6条第3項の規定により、次のものを令和3年3月24日付けで四日市市指定有形文化財から指定解除します。

1. 指定を解除する文化財

四日市市指定有形文化財 塑造仏頭

2. 所在の場所

四日市市西日野町2970

3. 所有者

宗教法人 顕正寺

四日市市西日野町2970

4. 市指定年月日

令和元年10月9日

5. 指定解除の理由

令和3年3月24日付けで三重県指定有形文化財に指定されたため

<参考資料>

【塑造仏頭】

1. 種 別 有形文化財 彫刻
2. 名 称 塑造仏頭（そぞうぶつとう）
3. 指定日 令和3年3月24日
4. 時 代 奈良時代（8世紀後半）
5. 所 在 地 四日市市西日野町 2970
6. 所 有 者 宗教法人 顕正寺



7. 文化財の概要

顕正寺に伝来した、奈良時代（8世紀後半）の塑造の如来頭部です。全長 13.9 cm で、後頭部と頸部以下を欠損し、背面は平らになっています。半眼で口を閉じた慈悲相で、頭部には肉髻をあらわしています。表面は黒褐色ですが、元々は彩色仕上げだった可能性があります。

塑像は、主に白鳳時代から奈良時代にかけて、心木（しんぎ・芯となる木）に荒縄を巻き付けた上に塑土（そど・つなぎを混ぜた粘土）を盛って造られました。本像は後頭部を欠損しているため心木が残っていませんが、元々は背面の平らな部分に心木が接していたと考えられ、心木に関する構造が見て取れる重要な事例です。

三重県内には白鳳時代・奈良時代の仏像が少ない上、なかでも貴重な塑像であることから、三重県の彫刻史を語る上でも欠かせない仏像のひとつといえます。

○四日市市文化財保護条例（抜粋）

第2章 四日市市指定有形文化財

（解除）

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除をするときは、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき又は県条例第5条第1項の規定による三重県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

四日市市指定有形文化財の指定解除について

四日市市文化財保護条例第6条第3項の規定により、次のものを令和3年3月24日付けで四日市市指定有形文化財から指定解除します。

1. 指定を解除する文化財

四日市市指定有形文化財 木造男神・女神坐像

男神坐像 1 軀 女神坐像 4 軀

2. 所在の場所

四日市市下之宮町319

3. 所有者

宗教法人 耳常神社

四日市市下之宮町319

4. 市指定年月日

平成31年3月26日

5. 指定解除の理由

令和3年3月24日付けで三重県指定有形文化財に指定されたため

<参考資料>

【木造神像 男神女神坐像 2 軀 女神坐像 1 軀 神像 2 軀】

1. 種 別 有形文化財 彫刻
2. 名 称 木造神像（もくぞうしんぞう）
男神女神坐像 2 軀（だんしんじょしんぞう）
女神坐像 1 軀（じょしんぞう）
神像 2 軀（しんぞう）
3. 指定日 令和3年3月24日
4. 時 代 平安時代・室町時代
5. 所 在 地 四日市市下之宮町 319（耳常神社）
6. 所 有 者 宗教法人 耳常神社



男神女神坐像

7. 文化財の概要

本像は、耳常神社に伝来した、平安時代と室町時代の神像5軀です。神像とは、神の姿をあらわした彫刻や絵画のことで、日本では平安時代以降に多く作られました。

「男神女神坐像」は、材質、構造や作風が共通し、大きさが釣り合うことから一具の像とみられ、平安時代（10世紀末～11世紀前半）に制作されたと考えられます。男神坐像は冠を被り、袍を着ています。女神坐像は、髪を頭頂で結い、左手に持物を持っています。「女神坐像」は、制作技法や表情から、室町時代に制作されたと考えられます。「神像」2軀は、表面が全体的に摩滅しているため性別等は不明ですが、現存する頭と体の比率や体形から、平安時代の制作と推測されます。

本像は、三重県内に残る数少ない平安時代の神像であるとともに、ひとつの神社に伝来した神像群として重要な事例といえます。

○四日市市文化財保護条例（抜粋）

第2章 四日市市指定有形文化財

（解除）

第6条 市指定有形文化財が市指定有形文化財としての価値を失った場合その他特別の事由があるときは、委員会は、その指定を解除することができる。

2 前項の規定による指定の解除をするときは、前条第3項から第5項までの規定を準用する。

3 市指定有形文化財について、法第27条第1項の規定による重要文化財の指定があったとき又は県条例第5条第1項の規定による三重県指定有形文化財の指定があったときは、当該市指定有形文化財の指定は、解除されたものとする。

4 前項の場合には、委員会は、その旨を告示するとともに、当該市指定有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者に通知するものとする。

5 第2項において準用する前条第4項の規定による市指定有形文化財の指定の解除の通知を受けたとき及び前項の規定による通知を受けたときは、所有者は、速やかに市指定有形文化財の指定書を委員会に返付しなければならない。

令和2年度市立小中学校における新型コロナウイルス発生状況及びその対応について

1. 新型コロナウイルス感染症 児童生徒感染者について

	小学校	中学校
陽性者数	7人	10人
学校閉鎖数	3回	4回

2. 令和2年度学習状況について

授業実施時数状況（小学校）

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
年間標準時数（時間）	850	910	980	1,015	1,015	1,015
平均授業実施時数（%）	109.1	105.9	105.5	105.3	105	103.5
最大時数（%）	113.2	109.8	110.1	110.4	109.1	107.6
最小時数（%）	105.1	101.1	102.0	101.8	101.2	100.4

授業実施時数状況（中学校）

	1年生	2年生	3年生
年間標準時数（時間）	1,015	1,015	1,015
平均授業実施時数（%）	107.9	108.0	101.7
最大時数（%）	111.3	111.3	104.5
最小時数（%）	103.1	103.2	99.1

3. 臨時休業や感染症対策下における工夫した取り組みについて

- ・金曜日の7限目をクラブ・委員会の時間としたり、水曜日の6限目を授業としたりした。
- ・朝や昼の帯時間、放課後の時間を学習の時間とした。
(県作成ワークシート、「学んでE-net！」の活用)
- ・学校行事の精選を行った。
- ・夏季休業中に補充学習の時間を設け、個別の学習だけでなく、5教科の講座形式とした。
- ・三者懇談会時に、自主学習室を設け、教員及び学習指導員が学習支援を行った。

